

18 核 燃 料 税

(単位: 件, 千円)

	件 数	課税標準額	調定額
平成17年度	2	6,105,858	610,586
平成18年度	1	3,334,087	333,409
平成19年度	3	5,271,248	527,125
平成20年度	1	2,830,275	283,028
平成21年度	3	7,985,715	958,285
平成22年度	2	5,150,180	618,022
平成23年度	-	-	-
平成24年度	-	-	-
平成25年度	-	-	-
平成26年度	-	-	-
平成27年度	-	-	-

(注) この調は、当該年度において課税したものについて作成した。

19 鉱 区 税

(単位: 件, 百アール, 千円)

区 分	総 鉱 区		非課税鉱区		課税対象鉱区		調定額
	件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	2	127
採掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	35	7,249	-	-	37	7,403
砂鉱区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	1	31	-	-	1	32
	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	-	-	-	-	-	-
計	36	-	-	-	40	-	2,982

(注)

1 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄については、年度末現在にて作成している。

2 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄の面積又は延長については実数を積み上げた後、百アール又は千メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入し、「課税対象鉱区」欄の面積又は延長については、当該年度において課税した全ての鉱区（賦課期日以後において発生、消滅したものを含む。）について、法第180条第3項の規定により百アール（千メートル）未満の端数を百アール（千メートル）とみなした後の面積を積み上げている。したがって、「非課税鉱区」と「課税対象鉱区」の合計は「総鉱区」の数値と一致しない。

○ 事務所別内訳

(単位: 件, 百アール, 千円)

区 分		大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜	北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県計
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
採掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	1	-	4	-	8	17	1	4	2	37
砂鉱区	河床に存するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
調 定 額		22	97	-	313	-	596	1,726	47	161	20	2,982

(件数, 面積, 延長は、当年度に課税したものについて記載した。)